

刑事判例研究(2)

中央大学刑事判例研究会

警察官が強制採尿令状の請求手続に取りかかった後被疑者を職務質問の現場に留め置いた措置は違法不当とはいえないとされた事例

篠原 亘

〔東京高等裁判所平成二二(一)第一五一三号、覚せい剤取締法違反被告事件、平成二二年一月八日判決、控訴棄却、高刑集六三卷三号四頁、判例タイムズ一三七四号二四八頁〕

【事実の概要】

平成二二年二月五日、午後三時四八分ころ、A警察官らは対向車線上で普通乗用自動車を運転する被告人の拳動等によらざるに不審事由があると認めたことから追尾し、午後三時五〇分ころ、同車を停止させて職務質問を行った。

A警察官らは、被告人について、前科紹介等により薬物関係の前歴があることが判明し、腕に真新しい注射痕があったことや、手が震える、足ががくがくする等の状況から、規制薬物使用の疑いを強め、尿の任意提出を求めた。これに対して、被告人は、当

初は仕事の待ち合わせがあると言っていたのに、妊娠中の交際相手が出血したからすぐ行かなければならない等と説明を変えて提出を拒んだ。

A 警察官は、上記交際相手に電話して緊急事態ではないことを確認するなどした上、被告人に対し尿の任意提出を求めたが応じなかったことから、午後四時三〇分ごろ、被告人に対して、強制採尿令状を請求するから待つように言い、令状請求のため一旦警察署に戻った。それまでの間、被告人が自動車に乗り込もうとしたことから、A 警察官は、待つように言ったが、立ち去らないよう身体を押さえつけたりひっぱったりしたことはなかった。被告人は、後日出頭するから行かせてくれ等と言ったが、A 警察官は、前記の説明状況、言動、前歴等から、被告人が後に警察署に出頭するとは思われなかったため、強制採尿令状を請求することにした。その後、被告人は、自車に近づき彼女のところに行きたいなどと言ったが、B 警察官から尿の任意提出を促されるとこれを拒否し、午後五時ごろ、自動車運転席に乗り込んだ。そこで、他の警察官らが近寄って説得する為、被告人車両の前方約二・五メートルにバトカーを駐車し、その後応援のため到着した別の警察官が被告人車両の後方約一〇メートルにバトカーを駐車し、警察官三、四名が被告人車両の周囲に一、二メートル程離れて待機するなどしていた。

被告人は、その後、自動車運転席で携帯電話で話をしたり、たばこを吸ったりしていたが、同運転席から一メートル程度離れて待機するC警察官に対して、三回ほど「まだか」などと尋ねたが、C警察官が「待ってるよ」と答えると、それ以上、帰らせてくれ等と求めることはなかった。

午後七時ごろ、東京簡易裁判所裁判官に対して強制採尿令状請求がされ、午後七時三十分ごろ、同令状が発付された。D警察官は、午後七時五十分ごろ、被告人に対し、上記令状を示した上病院に連行し、医師に依頼して、午後八時四十分ごろ、カテーテルを用いた強制採尿手続が行われ、覚せい剤成分が検出された。

弁護人は、警察官が、帰ろうとする被告人の自動車を取り囲むなどした上で、違法に四時間以上留め置き、結果として強制採尿令状が発付され、尿が押取されたものであるから、このような強制採尿手続には令状主義を潜脱する重大な違法があり、その尿の

鑑定書等は、証拠から排除されなければならないと主張した。

これに対して、原判決は、被告人に対する強制採尿に至る経緯を詳細に認定した上で、規制薬物を使用した場合に尿からこれらが検出される期間に限られており、被告人の発言には信用性が乏しく、所在不明となるおそれが高いといった本件の状況下においては、警察官らが、強制採尿令状の請求に際し、被告人に令状の発付まで待機するよう求めることは、強制に至らない限り、適法かつ相当であるとした。そして、その待機させた時間は、令状請求の準備に着手し発付を受けて執行するまでの時間として必要な時間を超えるものとはいえず、「待つてろよ。」と警察官が述べた後は被告人が強く現場から立ち去る意思を示すことはなかった点、有形力の行使に関しても、せいぜい腕に手を回して触る程度のものであった点、警察官らは被告人の移動の際に近寄って説得するため周囲に少し離れて待機していたに過ぎない点を指摘した上で、警察官らは、職務質問の開始後、強制採尿令状の執行まで、強制にわたることなく任意に被告人を留め置いたと評価することができるから何ら違法、不当な点はないと判断して弁護人の主張を排斥した。

これに対して、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな訴訟手続の法令違反があるとして被告人側が控訴した。

【判決要旨】

控訴棄却。

東京高裁は、被告人の尿の鑑定書等は違法収集証拠には当たらないとして、これらに証拠能力を認めた原判決の認定は正当として是認することができるとした上で、以下のように説明を加えた。

「本件におけるこのような留め置き of 適法性を判断するに当たっては、午後四時三〇分ころ、B 巡査部長が、被告人から任意で尿の提出を受けることを断念し、捜索差押許可状（強制採尿令状。以下「強制採尿令状」ともいう。）請求の手續に取りかかっていることに注意しなければならない。すなわち、強制採尿令状の請求に取りかかったということは、捜査機関において同令状の請求が

可能であると判断し得る程度に犯罪の嫌疑が濃くなったことを物語るものであり、その判断に誤りがなければ、いずれその時点水分水嶺として、強制手続への移行段階に至つたとみるべきものである。したがって、依然として任意捜査であることに変わりはないけれども、そこには、それ以前の純粹に任意捜査として行われている段階とは、性質的に異なるものがあるとしなければならぬ。」

「そこで、以上のような観点に立つて、まず、純粹に任意捜査として行われている段階について検討すると、B 巡査部長らが被告人に対して職務質問を開始した経緯や、被告人の挙動、腕の注射痕の存在等から尿の任意提出を求めたことには何ら違法な点はない。そして、注射痕の理由や尿の任意提出に応じられないとする理由が、いずれも虚偽を含む納得しえないものであったことや、後に警察署に出頭して尿を任意提出するとの被告人の言辭も信用できないとして、午後四時三〇分ころの時点で強制採尿令状の請求に取りかかったことも、前記の原判決が認定する事情の下では、当然の成り行きであつて、妥当な判断といふべきである。」

「そしてこの間の時間は約四〇分間であつて、警察官から特に問題とされるような物理力の行使があつたようなことも、被告人自身述べていない。これらに照らすと、この間の留め置きは、警察官らの求めに応じて被告人が任意に職務質問の現場に留まつたものとみるべきであるから、そこには何ら違法、不当な点は認められない。」

「令状を請求するためには、予め採尿を行う医師を確保することが前提となり、かつ、同令状の発付を受けた後、所定の時間内に当該医師の許に被疑者を連行する必要がある。したがつて、令状執行の対象である被疑者の所在確保の必要性には非常に高いものがあるから、強制採尿令状請求が行われていること自体を被疑者に伝えることが条件となるが、純粹な任意捜査の場合に比し、相当程度強くその場に止まるよう被疑者に求めることも許されると解される。」

「以上によれば、被告人に対する強制採尿手続に先立ち、被告人を職務質問の現場に留め置いた措置に違法かつ不当な点はないから、尿の鑑定書等は違法収集証拠には当たらないとして、証拠能力を認め、これらを採用した原審の訴訟手続に法令違反はない。」

【研究】

一 はじめに

本件は、職務質問の現場での約四時間にわたる留め置きの後、いわゆる強制採尿令状を執行して得られた尿の鑑定書の証拠能力についてこれを肯定した事例⁽¹⁾である。すなわち、本件現場への留め置きは、強制採尿令状を入手するために行われたものであるが、令状発付前の段階でなされた措置であるため、令状の執行のための必要な処分としても、また、令状の効力として行われたものとして位置づけることもできない。そこで、本件留め置きについては任意捜査として許容されるのが問われるところ⁽²⁾、東京高裁は任意捜査として適法である旨の判断を下した。本判決は、留め置きを適法とする結論においては原審⁽³⁾と同様であるが、その判断の理由づけに異なる点がみられる。以下では、原審の理由づけとの相違点に留意しつつ、任意捜査の適法性に関する判断枠組みや具体的な適用例を示した先例との関係から、本件東京高裁の意義について検討する。

二 判例の動向

1 任意処分の限界に関する基準

任意捜査を構成する任意処分が何を意味するのかについて、刑事法上にも定義規定はなく、判例もこれまで積極的な定義を示すことはなかった。任意処分が非強制処分であることについては異論がないため、強制処分の意義が明らかになって初めて任意処分の意味が明らかになる。しかし、刑事法上強制処分の定義についても明確な指針は示されていない。

ただ、一九七条一項但書が「但し、強制の処分は、この法律に定のある場合でなければ、これを行うことができない」と規定するのみである。そのため、強制処分の定義について学説が区々分かれていたところ、最高裁としての見解を示したのが最決昭和五一年三月一六日⁽⁴⁾（以下、五一年決定と称す）である。五一年決定は強制処分の定義を示しただけでなく、併せて、任意捜査の適法性基準についても明示した判例である。五一年決定は、任意取調べ中の被疑者が取調室を退去するのを思いとどまらせようと説得するために、警察官が被疑者の腕に手をかけた行為の適法性について判断した。すなわち、強制処分を「有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に、強制的に捜査目的を実現する行為など、特別な根拠規定がなければすることが相当でない手段」と定義づけたうえで、本件におけるような被疑者の腕に手を掛ける行為は強制処分にはあたらないとし、さらに、任意捜査も何らかの法益侵害を伴うため、「必要性、緊急性なども考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度」において許容されると判示している。留め置き⁽⁵⁾の適法性判断も、基本的には同様の基準によるものと解される。

もつとも、任意捜査・任意処分という概念は幅広い内容を含むものであり、対象者に対する侵害の程度が低いものであるから、強制処分ほどではないとしても、相対的に侵害の程度が強いものまでも含む概念である。そのため、必要性判断や相当性判断が個別的なものとなる傾向が強くなるが、「事案の性質、被疑者に対する嫌疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度」内であったか否かで判断することになる⁽⁵⁾。

2 留め置きの適法性に関する従来の判例

最決平成六年九月一六日⁽⁶⁾（以下、平成六年決定と称す）は、留め置きに関する唯一の最高裁判例であるが、被告人の車のエンジンキーを取り上げ、被告人が車に乗り込むのを両脇から抱えて阻止し、警察官四名とパトカー二台で前後をふさぐなどして約六時間半にわたって留め置いたという事例である。最高裁判所は、「被告人の身体に対する搜索差押許可状の執行が開始されるまでの間、警察官が被告人による運転を阻止し、約六時間半以上も被告人を本件現場に留め置いた措置は、当初は前記の通り適法性を有しており、被告人の覚せい剤使用の嫌疑が濃厚になっていることを考慮しても、被告人に対する任意同行を求めるための説得行為としてはその限度を超え、被告人の移動の自由を長時間にわたり奪った点において、任意捜査として許容される範囲を逸脱したも⁽⁷⁾のとして違法といわざるを得ない。」と判示した。もつとも、尿鑑定書に関しては、違法の程度が、いまだ令状主義の精神を没却するような重大なものはいえないとして証拠能力を肯定している。

本件において、エンジンキーを取り上げた行為については、職務質問のための停止行為あるいは道路交通の危険防止のための応急の措置と評価することができるが、六時間近く現場に留め置いた行為については、覚せい剤取締法違反の被疑事実に関する捜査に移行していると判断し、この措置を違法な任意捜査であるとした。

その後、下級審において、留め置きに関する類似の事案についての判断が示されてきた。

例えば、広島高判平成八年四月一六日⁽⁷⁾（以下、平成八年判決と称す）は、警察署への任意同行後、被告人の再三にわたる退去の申し出に應じることなく、同行から約一時間半後には令状の請求準備に取りかかっているにも拘わらず、計約八時間にわたり被告人を警察署に留め置いてセカンドバッグの開披を求めるなどの措置を継続した事例である。これに対して、広島高裁は、「（本件留め置きは）被告人の再三にわたる退去の申し出に應じることなく、約八時間にわ

たり被告人を……警察署に留め置き」とたというものであり、「右のように長時間、退去の申し出に応じることなく被告人を留め置くことは、任意捜査の域を超える疑いが極めて強く、適法な捜査とはいえない」とした。このように、広島高裁は、留め置き時間の長さ、被告人の退去意思に感じなかつた点を指摘して、留め置きを違法としている。もつとも、鑑定書の証拠能力については、違法の程度が重大でないことを指摘し、これを肯定した。

また、東京高判平成二〇年九月二五日⁽⁸⁾（以下、平成二〇年判決と称す）は、職務質問の開始から、およそ三〇分後に着手された令状請求準備を経て、強制採尿令状が発付・執行されるまで、約三時間にわたり、被告人を職務質問現場に留め置いた措置の適法性が争われた事案であるが、東京高裁は、「令状の執行が開始されるまでの間に約三時間経過していることに照らすと、その留め置き措置は、被告人に対する任意同行を求めるための説得行為としての限度を越え、被告人の移動の自由を長時間にわたって奪った点において、任意捜査として許容される範囲を逸脱したものとわがざるを得ない」と判示した。

この平成二〇年判決は、職務質問の開始からおよそ三〇分で令状請求準備に着手している点、留め置きの時間が計三時間と短いこと、留め置きを行うまでの職務質問等の先行行為に違法性が見られない点など、本件と非常に類似した事例であるが、それにも拘わらず、本判決とは異なり、留め置きを違法とした点で注目に値する。その際の判断要素としては、嫌疑の濃さや、交通危険の防止という点も挙げているが、その上で被告人が任意同行を拒否していることを強調し、留め置きを違法と判断した。

以上見た通り、従来の留め置きの適法性に関する大まかな判断枠組みとしては、事実の性質、被疑者に対する嫌疑の程度、被疑者の態度等諸般の事情を勘案して、留め置きが社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度内

であったか否かを判断している。その際、被疑者側が退去意思や任意同行を拒否する旨の意思を明示している点が違法性判断に大きな意味を持つことになっている。

3 留め置き of 適法性に関する新たな判例

裁判例の中には、留め置きの適法性を判断するにあたって、令状請求段階に至っている点を重視するものがある。この点を初めて明示したのは、東高判平成二二年七月一日(以下、平成二二年判決と称す)である。この平成二二年判決は、警察官が、覚せい剤使用の嫌疑が認められる対象者について、強制採尿令状を請求してその発付を得て執行するため、対象者が取調室から退出しようとするのを阻止して同室内に留め置いたというものである。第一審は、上記留め置き措置を違法としつつ、その違法の程度は令状主義の精神を没却するような重大なものではないことを理由に、その後発付された上記令状に基づいて被告人から採取された尿及びこれに基づく鑑定書の各証拠能力を認めた。しかし、控訴審では、上記留め置き行為等は任意捜査として許容される範囲を未だ逸脱したものとまではみられないからこれを違法とした点で誤りであるものの、その誤りは判決に影響を及ぼさないと判示したものである。

その留め置きを適法とした理由付けとして、東京高裁は以下のように示した。「本件留め置きの任意捜査としての適法性を判断するに当たっては、本件留め置きが、純粹に任意捜査として行われている段階と、強制採尿令状の執行に向けて行われた段階……とからなっていることに留意する必要がある、両者を一括して判断するのは相当ではないと解される」。「そこで、以下の検討は、この両段階に応じて行うこと」とするとの前提を明示した上で、「本件では、強制採尿令状請求に伴って被告人を留め置く必要性・緊急性は解消されていなかったためであり、他方、留め置いた時間も前記の程度にとどまっていた上、被告人を留め置くために警察官が行使した有形力の態様も前記の程度にとど

まっつていて、同時に、場所的な行動の自由が制約されている以外では、被告人の自由の制約は必要最小限度にとどまっ「て」おり、「本件における強制手続への移行段階における留め置きも、強制採尿令状の執行に向けて行われたものであつて、いまだ任意捜査として許容される範囲を逸脱したものとまでは見られないものであった」として、第一審においては違法と判断された留め置きについて、高裁は二分論と表現することができる判断枠組みを用いて、違法とはいえないと判示したのである。

これを踏襲する形で、新たな判断枠組みたる二分論を用いた判例が本判決である。本判決は、上述の本判決判旨で示したように、その文言こそ異なるものの、平成二一年判決と同様、二分論という判断枠組みを用いていることは明白である。

平成二一年判決が用いた判断枠組みというのは、留め置きの適法性を検討するにあたって、強制手続移行段階は任意捜査の領域に属するものではあるが、令状請求以前の純粹任意段階とは性質的に異なるため、両者を一括して判断するのは相当ではなく、各々の段階に応じてその適法性を検討する、というものである。また、当然ながら、「純粹任意段階」及び「強制手続移行段階」の各段階における適法性の判断基準も、「判決要旨」で見た通り、必要性や緊急性、諸事情を鑑みた上での相当性判断、すなわち任意捜査の適法性判断基準を用いていることが見て取れる。

三 本判決の検討

以上、判例の動向を見てきたが、本判決が、上述の本判決判旨で示したように、その文言こそ若干異なるものの、平成二一年判決と同様の判断枠組みを用いているものといえる。そこで以下においては、手続を「純粹任意段階」と

「強制移行段階」に区別する意義を考慮しながら本判決について検討を加えていく。

1 本判決と原審

本判決及び原審は、結局のところ両者とも、従来依拠されてきた五一年決定等による任意処分との境界に関する基準を根底において判断する点においては同質のものである。したがって、本判決は、原審とほとんど同様の適法性判断を用い、同じ結論を導いたにも拘わらず、なぜ改めて判断理由を示したのかが問われることになる。そこで、二分論が純粹任意段階と強制手続移行段階を区別する理由、すなわち、令状を請求する前後で何が異なるのか、という点について検討する。

2 純粹任意段階と強制手続移行段階の性質の違い

本判決が依拠したと思われる平成二二年判決は、以下のように述べている。

「強制採尿令状の請求が検討されるほどに嫌疑が濃い対象者については、強制採尿令状発付後、速やかに同令状が執行されなければ、捜査上著しい支障が生じることも予想され得ることといえるから、対象者の所在確保の必要性は高く、令状請求によって留め置き必要性・緊急性が当然に失われることにはならない。」

また、本判決も、「強制採尿令状の請求に取りかかったということは、捜査機関において同令状の請求が可能であると判断し得る程度に犯罪の嫌疑が濃くなったことを物語るものであり、その判断に誤りがなければ、いずれその時点を分水嶺として、強制手続への移行段階に至ったとみるべきものである。したがって、依然として任意捜査であることに変わりはないけれども、そこには、それ以前の純粹に任意捜査として行われている段階とは、性質的に異なるものがあるとしなければならない。」

以上の二つの判示から、二分論とは、「純粹任意段階」と「強制手続移行段階」を嫌疑の程度の違いを根拠として性質的に異なるものとしているように思える。⁽¹⁰⁾

そうすると、任意捜査については捜査比例の原則が及ぶため、嫌疑の濃淡に応じて、警察側の取り得る手段の程度も変化することになる。したがって、強制採尿令状を入手する段階であれば、覚せい剤取締法等に違反している嫌疑が相当程度強くなっているということができ、その場に留まるよう強く説得することも許容されることになるのである。このような観点からは、手続を「純粹任意段階」と「強制手続移行段階」というふうに分別すること自体に大きな意味はなく、嫌疑の程度に応じて取り得る手段の程度に変化があることを明確に示すことにつながる点に意味があるということになる。

3 嫌疑の程度という観点から整理する平成六年決定

平成六年決定の事案において、その言動態度から被疑者は覚せい剤の影響下にあることが強く推認できる状況にあった。最高裁は、「早期に令状を請求することなく（中略）留め置いた措置は違法と言わざるを得ない」としているが、令状の請求に言及していることから、令状を入手するために現場に留め置いたという事案であれば、別の判断が下された可能性があったことが示唆されているといえよう。

ただし、本件はあくまでも警察官は任意同行に応じるように説得を続けた事案であるため、「任意同行を求めるための説得行為としての限度」が問われることになる。六時間の留め置きは明らかにその限度を超えており、早期に強制採尿令状を入手する手続を取っていれば、ここまで現場に留め置くことも行われていなかったであろう事案である。嫌疑の程度に見合った措置が取られなかった事案との評価も可能であろう。

4 二分論に対する学説からの評価

二分論については、学説から以下のような評価が示されている。例えば、何らかの犯罪に関して嫌疑の高い人物をそのまま解放するわけにはいかないという社会の要求に応えようと、留め置きをめぐる捜査活動に一つの指針を示した⁽¹¹⁾、警察権の行使はその目的必要性が公共や人権に対する侵害の大きさと比例する限度でなされなければならないとする原則を前提に、嫌疑の高まりの程度を令状請求という可視的な基準で示そうと試みたもの⁽¹²⁾との評価である。

さらには、令状執行のための対象者の所在確保の必要性を、任意処分⁽¹³⁾の適法性判断の際の考慮に含めることができ、令状請求の準備に取りかかった時点から、令状執行の時点までの間の留め置きを、たとえ数時間に及ぶ場合があつたとしても、この必要性に基づいて適法と判断できる余地があることを明確に示した点に意義がある。

これに対して、二分論自体の欠陥を指摘する声や、その有用性に限界があることを指摘する見解もある⁽¹⁴⁾。例えば、純粹任意段階と強制手続移行段階とを区別したところで、被疑者の退出・退去の意思が強い場合には結局解放することしかできなくなってしまうため、すべての留め置きに対して任意処分の領域内で対応することはできない、⁽¹⁵⁾という批判もその一つである。さらには、強制手続移行段階というラベルを得た留め置きが、任意処分の枠を超え「準強制処分」へと姿を変えてしまう危険性があり、⁽¹⁶⁾強制処分法定主義の理想を後退させるものとなってしまうとの懸念も見受けられる。⁽¹⁷⁾

しかし、前者の批判は、二分論に対する批判とは言えない。なぜなら退出・退去の意思が著しく強い場合などには、結局は被疑者を解放せざるをえないという結論に至るのは、任意捜査である以上当然だからである。

5 本判決の意義

本判決は、令状請求準備着手後の留め置きについて、いわゆる二分論を提示した、平成二一年判決を踏襲した判断である。さらに本判決は、平成二一年判決よりも一層詳細な二分論の説明を行っている。

また、平成二一年判決は警察署での留め置きの事例であるが、平成二一年判決で示された考え方が、警察署での留め置きのみならず、職務質問の現場での留め置きにも適用されることが示された。

加えて、前述した通り、令状請求の準備に取りかかった時点から、令状執行の時点までの間の留め置きを、令状執行のための対象者の所在確保の必要性に基づいて適法と判断できる余地があることを明確に認めた、平成二一年判決を確認したという点が本判決の意義といえよう。

しかしながら、強制採尿令状を請求している点に着目して、それ以前の段階との性質の違いを強調しているが、従来任意捜査の適法性を判断する要素として嫌疑の程度は重要な地位を占めていたのであるから、平成六年決定を含む、従来の任意捜査の適法性に関する判例の流れの中に本判決を位置づけることができる。

最後に、任意捜査としての留め置きという方法による対処が限界に近づいているのではないかとの指摘がなされていることを指摘しておく。例えば、平成二〇年判決は立法措置を講じることによる対応を提言している⁽¹⁸⁾。また、この平成二〇年判決と同様、令状入手と留め置きの問題に対して、立法による解決を試みることを主張する見解も少なくはない⁽¹⁹⁾。

- (1) 本判決の紹介・解説として、白取祐司「判批」平成二三年度重要判例解説（ジュリスト一四四〇号）一七九頁、豊崎七絵「判批」判例セレクト二〇二一―II（法学教室三七八号別冊付録）三八頁、大澤裕「強制採尿に至る被疑者の留め置き」研修第七七〇号三頁がある。
- (2) 尿の任意提出を要求している段階で、特定の犯罪の証拠収集活動に移行したといえるため、警職法上の活動から刑訴法上の捜査に移行したといえる。
- (3) 東京地判平成二二年七月七日、判例タイムズ一三七四号二五三頁。
- (4) 刑集三〇巻二号一八七頁。
- (5) この判断枠組は任意取調べの適法性に関する判断枠組み（最決昭和五九年二月二九日、刑集三八巻三号四七九頁）ではあるが、全体事情を総合的に勘案して当該捜査手法の必要性・相当性を判断するという点で、任意捜査の適法性判断に関する基本的な考え方を端的に示しているものといえる。そのため、この思考枠組みを、任意取調べに限定されるものではなく、任意捜査全般に通底する考え方として位置づけた。
- (6) 刑集四八巻六号四二〇頁。
- (7) 高検速報（平八）号一六一頁。
- (8) 東高刑時報五九巻一―十二号八三頁。
- (9) 東高刑時報六〇巻一―十二号九四頁。なお、平成二二年判決の紹介・解説として、正木祐史「判批」法学セミナー六六六号一―二四頁、前田雅英「判批」警察学論集六四巻五号一―四五頁、松本英俊「判批」速報判例解説（法学セミナー増刊）八号二―二五頁、坂田正史「判批」捜査研究六〇巻一〇号六〇頁などがある。
- (10) これに対して、嫌疑の程度のみを根拠にして両段階が性質的に異なるものと捉えるには無理があるとした上で、性質の異なる理由を各段階の目的の違いに求めるとみる見解がある。大澤・前掲注（一）七頁以下。
- (11) 椎橋隆幸「見え難い留め置き」の適法性の限界」季刊社会安全七九号二頁。
- (12) 白取・前掲注（一）一八〇頁。
- (13) 豊崎・前掲注（一）三八頁。本判決は、捜査側の事情をピックアップするのみで、対象者の被る不利益については検討の対象としていないため、評価の妥当性以前に、手法として不適切であるとの指摘がなされている。

(14) 大澤・前掲注(1)一四頁。

(15) 同上。

(16) 同上。

(17) 白取・前掲注(1)一八〇頁。

(18) 「寛せい剤使用の嫌疑が濃厚な被告人らにつき、警察官が令状請求の手続きをとり、その発付を受けるまでの間、自動車による自由な移動をも許容せざるを得ないとすれば、令状の発付を受けてもその意義が失われてしまう事態も頻発するのである。本件のような留め置きについては、裁判所の違法宣言の積み重ねにより、その抑止を期待するよりは、令状請求手続きをとる間における一時的な身柄確保を可能ならしめるような立法措置を講ずることのほうが好ましい」。前掲注(8)九〇頁。

(19) 椎橋・前掲注(11)一頁。また、白取祐司「平成二〇年判決・判批」刑事法ジャーナル一七号一〇四頁(二〇〇九年)、一一〇頁、大澤・前掲注(1)一五頁。さらに、松山地判平成二二年七月二三日(職務質問の現場での留め置きである本判決とは異なり、警察署での留め置きの事例に関するもの)に関して、柳川重規「判批」刑事法ジャーナル二七号(二〇一一年)一〇二頁。

(本学大学院法学研究科博士課程後期課程在籍)